

ベストパートナー定期預金 規定

預金について

- ① 本定期預金は「ベストパートナー定期預金」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象は個人及び法人の方となります。
- ③ 本定期預金の個人の方のお預け入れ期間は1年・3年・5年です。
法人の方のお預け入れ期間は1年です。
- ④ 個人の方は1年もの単利型、3年・5年もの半年複利型でのお取り扱いとなります。
法人の方は単利型のみでのお取り扱いとなります。
- ⑤ お預け入れ金額は10万円以上です。
- ⑥ お預け入れ時のベストパートナー定期預金の利率を満期日まで適用します。
- ⑦ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。
自動継続時は満期時のベストパートナー定期預金の利率にて継続いたします。
- ⑧ 本定期預金の利率は、原則年1回(4月1日)見直しします。なお、金利情報は店頭で入手できます。
- ⑨ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」によるものとします。

2025年4月1日改定
横浜幸銀信用組合

(ご参考)

「ベストパートナー定期預金」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構のホームページなどでご参照ください。(<https://www.dic.go.jp/index.html>)